

優秀な人材を社会に輩出してきた  
75年の伝統と利点を生かせる改革でしょうか？

横浜市立大学の前身は1928年設立の横浜  
市立商業専門学校(通称 Y専)です。大学の少  
ない当時、商業専門学校として有名で、全国から  
学生が集まり、ビジネス界に優れた人材を送り  
出し続けてきました。また、神奈川県には医学  
部を持つ国立大学がなく横浜市立大学は国立大  
学の医学部の役割を果たし、看護短期大学部と  
ともに市民医療の中核の役割を担って来まし

た。9年前には、文理学部が国際文化学部と理  
学部という2学部に改組され、専門性に裏付け  
られた高度な教育と研究が行なわれてきました。  
また、商、国際文化、理、医の全ての学部には大  
学院の博士後期課程が設置されています。全学  
部に博士後期課程を置いている公立大学として  
全国的に高い評価を受けてきました。

## 学部の統合・吸収は 教育・研究の切りつめにならないか心配です。

このような伝統と実績がある横浜市立大学に  
おいて、現在の商、国際文化、理の3学部を1学  
部に統合し、看護短大を医学部に吸収するとい  
う、教育・研究を切りつめる大学改革案が検討  
されています。同時に、独立行政法人にするた  
めの定款が2月の市議会にかけられることにな

っています。  
多くの問題を孕んだこのような改革案がこの  
まま実行されれば、国際港都として世界に知ら  
れ、日本で最大の市である横浜における学問・  
文化の発信拠点を失うこととなります。市議会  
での慎重な審議を求めます。



## 大学の将来を憂い、多くの異論が出ています。

改革案は学部の統合や独立行政法人化だけで  
はなく、原則的に研究費を支給しない、現職のす  
べての教員に任期制を導入する等々多くの問題  
点を含んでいます。こつした改革案の出発点・  
原型となったのが市長の諮問機関 市立大学の  
今後のあり方懇談会が昨年2月に出した最終  
答申です。この、あり方懇談は学外者だけで構成  
され市大の関係者はその委員になっていません。  
この最終答申を原型として作られてきた諸改  
革案について、学内の教授会や教員、学生、市民

から不満の声があげ続けられてきました。学部  
教授会、大学院研究科委員会、研究所教授会など  
では、昨年2月の、あり方懇談会以来、それらに  
対して20件近くの反対決議、遺憾表明、教授会意  
見、要望などが出されているにもかかわらず、改  
革案においてそれらの多くは無視されてしま  
した。このことは、教授会が、重要な事項を審議す  
る」としている学校教育法第59条第1項の精神  
に反するものです。

## 全教員への任期制の導入は 教育と研究の質を低下させます。

今度の改革案には現職の全教員に一律に任期制  
を導入することが含まれています。言うまでもな  
く学生の教育には系統性と継続性が不可欠です。  
しかし、任期つきの教員ばかりの大学になると、  
学生の勉学の途上で転出する教員が出てきて学生  
の教育が中断されるなどの不都合が生じます。  
現在、横浜市立大学では少人数教育を重視して  
いますが、なかでもゼミナールは学生が成長する  
大変重要な場となっています。ゼミナールでは学  
生一人一人に十分な目配りをしつつ、系統的に教

育することが必要ですが、全教員への任期制の導  
入はゼミナールの継続性という点において障害が  
生じます。  
横浜市立大学は環境ホルモン研究の成果でよ  
く知られていますが、これは数十年におよぶ地道  
な基礎研究の結果だったのです。このような研  
究においては、すぐには成果に結びつかない長期  
的な研究が重要なですが、任期制の下では短期  
的に成果の上がる研究に流れていく危険性があ  
ります。

## 独立行政法人化に当たって全教員に 任期制を導入することは法律にも違反しています。

地方独立行政法人法第59条第2項は、当該移  
行型地方独立行政法人の成立の日において、当該  
移行型一般地方独立行政法人の職員となるもの  
とするとしています。また、国会答弁でも次のよ  
うに述べられています。「これは、設立団体の業務  
と同一の業務に従事する者につきましては、当該  
地方独立行政法人の職員として引き続き身分

を自動的に保有し続けることができるという形  
を法律上措置したものでございます(参議院法  
務委員会2003年7月1日 森清総務省自治行  
政局公務部長)。  
ですから、独立行政法人化に際して現職の全教  
員に任期制を導入し、身分を有期雇用に変更す  
ることは法律違反です。